

平成30年度 大分県立高等学校入学者選抜実施要項

平成30年度大分県立高等学校全日制課程・定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

また、大分県立安心院高等学校及び大分県立由布高等学校入学者選抜については、「第7 平成30年度大分県立安心院高等学校及び大分県立由布高等学校入学者選抜実施要項」により、大分県立爽風館高等学校入学者選抜については、「第8 平成30年度大分県立爽風館高等学校（定時制課程）入学者選抜実施要項」及び「平成30年度大分県立爽風館高等学校（通信制課程）入学者選抜実施要項」によるものとする。

第1 募 集

1 募 集 人 員

各県立高等学校の募集人員は、第4、第5及び第6の募集人員の定めるところによる。
なお、入学定員については県教育委員会が別に定める。

2 応 募 資 格

県立高等学校に入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成30年3月に卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月に修了見込みの者
(以下、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を「中学校」という。)
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を平成30年3月に修了する見込みの者及び当該課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が、中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を平成30年3月に修了する見込みの者及び当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第2 選 抜 方 法

入学者の選抜は、次の1～3により行うものとする。

- 1 推薦入学者選抜（以下「推薦入試」という。） pp.3－8 参照
- 2 第一次入学者選抜（以下「一次入試」という。） pp.9－14 参照
- 3 第二次入学者選抜（以下「二次入試」という。） pp.15－17 参照

第3 入学 考 査 料

[入学 考 査 料]

出願校の課程	入 学 考 査 料
全 日 制 課 程	2, 2 0 0 円
定 時 制 課 程	9 5 0 円

[入学 考 査 料 納 付 の 方 法]

- 1 推薦入試に出願する場合は出願校で納付する。
- 2 一次入試に出願する場合
 - ① 推薦入試に出願した者で一次入試に出願する場合は、下表による。

推薦入試出願校の課程	一次入試出願校の課程	入 学 考 査 料
全 日 制 課 程	全 日 制 課 程	入学 考 査 料 領 収 証 明 書 を 添 付 す る こ と
	定 時 制 課 程	
定 時 制 課 程	全 日 制 課 程	入学 考 査 料 領 収 証 明 書 を 添 付 す る と と も に 入学 考 査 料 の 差 額 を 納 付 す る こ と
	定 時 制 課 程	入学 考 査 料 領 収 証 明 書 を 添 付 す る こ と

- ② ①に該当しない場合は、出願校で納付する。

- 3 二次入試に出願する場合は、新たに上記 考 査 料 を 出 願 校 で 納 付 す る 。